

福生市デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進プラン

内容 INDEX

1	推進プランの策定	1
	（1）推進プランの目的.....	1
	（2）本プランの期間.....	1
	（3）位置付け.....	2
2	ICTを取り巻く動向	3
	（1）国の動向.....	3
	（2）東京都の動向.....	8
3	具体的な取組方針及びアクションプラン.....	9
	（1）具体的な取組方針.....	9
	（2）アクションプラン.....	11
4	推進体制・進捗管理	12
	（1）推進体制.....	12
	（2）取組内容.....	12
	（3）進捗管理.....	13
5	その他	14

1 推進プランの策定

(1) 推進プランの目的

本プランは、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日策定。以下「自治体DX推進計画」という。）に基づき、本市の特性や実績を踏まえ、「福生市総合計画（第5期）」に掲げる目指すまちの姿である「人を育み^{※1} 夢を育む 未来につながる まち ふっさ」に向けて、情報通信技術（ICT）^{※1}により実現するとともに、デジタル技術やデータを活用して、既存の行政サービスの変革と単に新たな技術を導入するのではなく、デジタル化に合わせた業務プロセス^{※2}そのものの変革を行う「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」^{※2}を実現し、利用者目線に立った利便性が高い行政サービスの創出と、業務効率化による人的資源を行政サービスの向上へ繋げていくことを目的とします。

(2) 本プランの期間

本プランの対象期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとします。近年の社会情勢の変化やデジタル技術の進展には著しいものがあり、本市を取り巻く状況も数年の間に大きく変わってしまうことが想定されます。加えて、事業の推進に当たっては、国が進める施策との連携・整合性を図る必要があるため、「自治体DX推進計画」に示されている期間内に設定します。

【プラン期間】

	期 間					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体DX推進計画						
福生市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン						

※1 ICT

「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」と訳される。

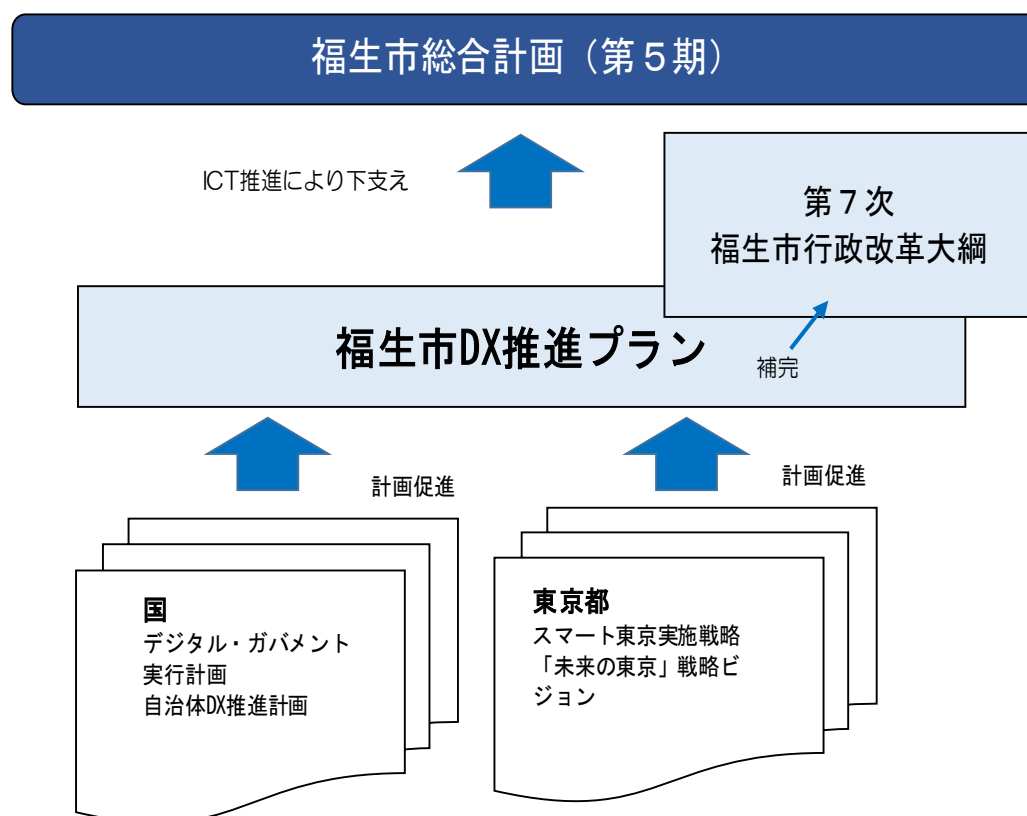
※2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。単なる新しいデジタル技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等を新しい技術に合わせて変革し、地域における様々な課題の解決や発展を促し、それまで実現できなかった新たな価値やサービスが創出される社会全体の変革を意味する。

(3) 位置付け

本プランは、「自治体DX推進計画」を基に策定し、「福生市総合計画（第5期）」をデジタル化により、下支えするものであり、福生市行政改革大綱（第7次）に掲げる基本理念である「次世代につながる行政改革」を補完するものとして、位置付けます。

また、総務省が定める「自治体DX全体手順書【1.0版】」（令和3年7月策定）^{※3}における「全体方針」に当たるものとします。



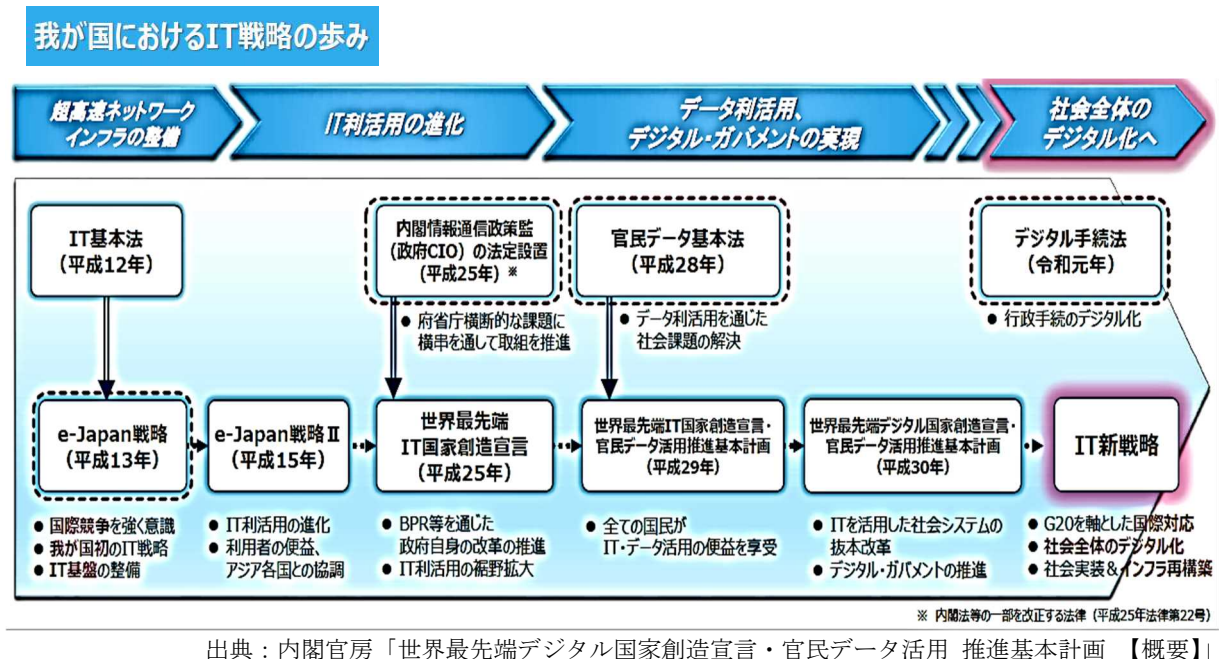
※3 自治体DX全体手順書

総務省が策定した「自治体DX推進計画」をふまえて、自治体が着実にDXに取り組むために参考とする手順書である。手順書は、①「全体的な流れを把握するためのもの」、自治体DXの中でも目標時期が設定され、全国統一的な取り組みである②「自治体情報システムの標準化・共通化」及び③「自治体の行政手続のオンライン化」についての作業手順を示すものに加え、事例集で構成されている。

2 ICTを取り巻く動向

(1) 国の動向

国におけるICTを取り巻く動向は、「我が国におけるIT戦略の歩み」(下表)のとおり、「e-Japan戦略」の策定による超高速ネットワークインフラ整備の推進から始まり、「世界最先端IT国家創造宣言」によるIT・情報資源の利活用の推進、「官民データ活用推進基本法」によるデータ利活用とデジタル・ガバメントの実現の時代へと歩みを進めています。



平成30年6月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日変更、閣議決定)」では、Society5.0^{※4}時代にふさわしい行政サービスを国民一人ひとりが享受できるように、非効率なシステム化や書面による申請等により、申請者の手間のみならず、行政のバックオフィス作業を含めて生じる生産性低下の原因を削減し、その結果、生み出された時間・労力を国民生活の質的向上のためのサービス提供や政策検討に振り向けるため、「ITを活用した社会システムの抜本改革」が示されました。

※4 Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として、初めて提唱された。

令和元年6月に同計画が刷新され、「IT新戦略」として情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）の円滑な施行や、マイナンバーカードの健康保険証利用、国・地方を通じた行政全体のデジタル化、地方公共団体が保有するデータのオープンデータ^{※5}化など、同計画に基づく、アクションプランが多く示されています。

令和2年7月に同計画が再刷新され、新型コロナウイルス感染症がもたらした急激な社会生活の変容に伴い、浮彫となった様々な課題をデジタル化で解決すべく、押印・行政手続の見直し、テレワーク等の推進など、より具体的な方策が示され、自治体においても実施に向けた検討が始まっています。



出典：内閣官房「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画【概要】」

※5 オープンデータ

行政機関が所有している統計データや画像データなどを著作権や特許等を制御なしにウェブ上で広く公開し、市民の様々な活動に生かすことができる仕組みのこと。

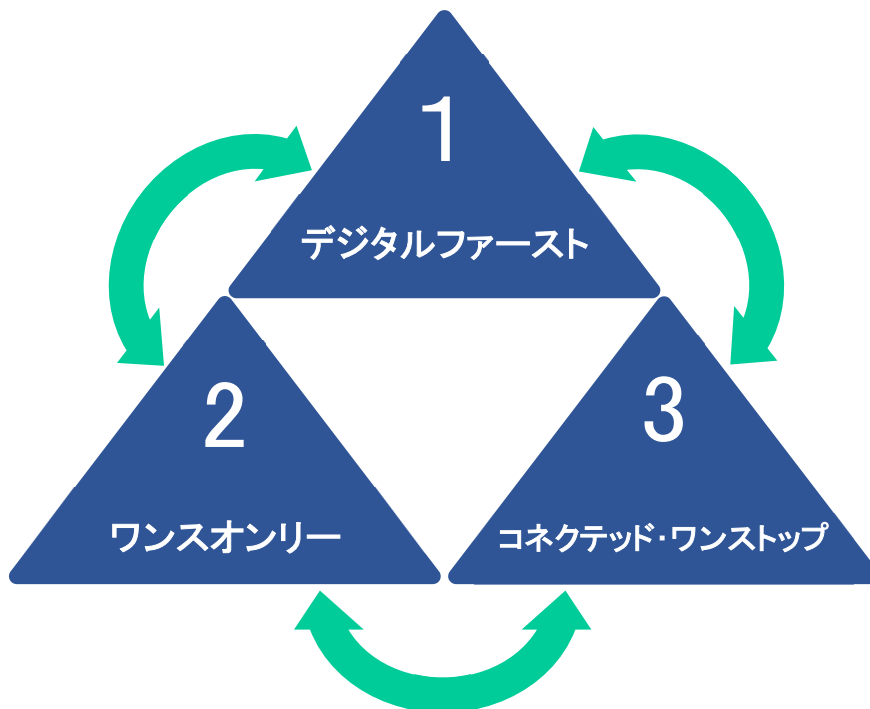
令和元年 12 月にデジタル手続法が改正され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な**デジタル3原則**として、

- ①デジタルファースト
(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること)
- ②ワンスオンリー
(一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること)
- ③コネクテッド・ワンストップ
(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること)

これらを基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化の実施が原則とされました。

同法により、「自治体の行政手続のオンライン化」、「バックオフィス作業の時間短縮・省力化」、「行政サービスの利便性の向上」など、自治体や行政サービスの利用者にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

デジタル手続法におけるデジタル3原則



令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーション(DX)を実現し、^{※6} 手続面はもちろん、規制や補助金等においても、データを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことが必要であり、これにより、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを誰一人取り残さない形で広く行き渡らせていくことなどが掲げられ、デジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための10原則が示されました。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(R2年12月25日閣議決定)

- デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

デジタル社会を形成するための10原則

- | | | | | |
|----------|---------|--------|-----------|----------|
| ①オープン・透明 | ②公平・倫理 | ③安全・安心 | ④継続・安定・強靱 | ⑤社会課題の解決 |
| ⑥迅速・柔軟 | ⑦包摂・多様性 | ⑧浸透 | ⑨新たな価値の創造 | ⑩飛躍・国際貢献 |

こうした状況の大きな変化を反映させつつ、デジタル技術を活用した行政の推進について、その基本原則、情報システムの整備の在り方、ガバナンス体制の強化及び各行政サービスごとの取組の方向性、地方公共団体における取組の推進、民間との連携並びにデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差(デジタルデバ^{※7}イド)の是正等その他のデジタル技術を利用する方法等により、デジタル・ガバメントを実現するために必要となる事項が「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定(令和2年12月25日改正)。以下「デジタル・ガバメント実行計画」という。))」で示されました。

※6 プッシュ型

利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの技術やサービスのこと。

※7 デジタルデバイド

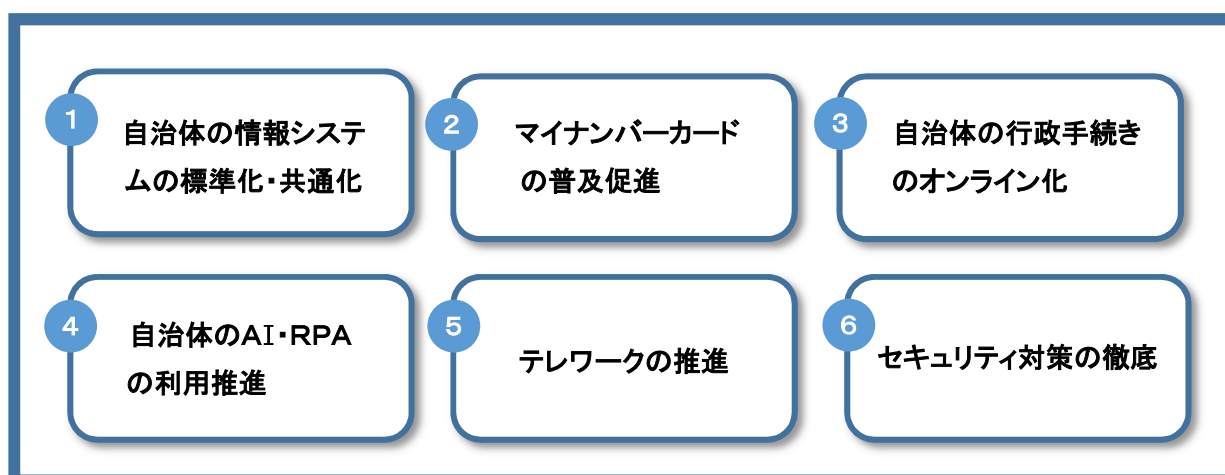
コンピューター等の情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じるあらゆる格差のこと。

デジタル・ガバメント実行計画に掲げられている「地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進」の項目では、地方公共団体における「行政手続のオンライン化」、「業務プロセス・情報システムの標準化」、「AI^{※8}・RPA^{※9}等による業務効率化」、「オープンデータの推進」、「ガバナンス強化と人材確保・育成」など、自治体に関連する施策も多く盛り込まれました。

こうした自治体における施策を効果的に実行していくためには、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるため、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」として令和2年12月25日策定されました。

この取り組むべき事項について、自治体が実施主体となって、取組を進めるための検討を求められています。

自治体DX推進計画における重点的に取り組む事項



※8 AI

「artificial intelligence」の略。Artificialは「人工的な」、Intelligenceは「知能」という意味。コンピューターが過去の事例から学習・分析し、それらを基に推測する機能を有するもの

※9 RPA

「Robotic Process Automation」の略。事前に作成したシナリオに基づきプログラムを実行する仕組み。人間の代わりに業務をこなしてくれる自動化ツールのこと。

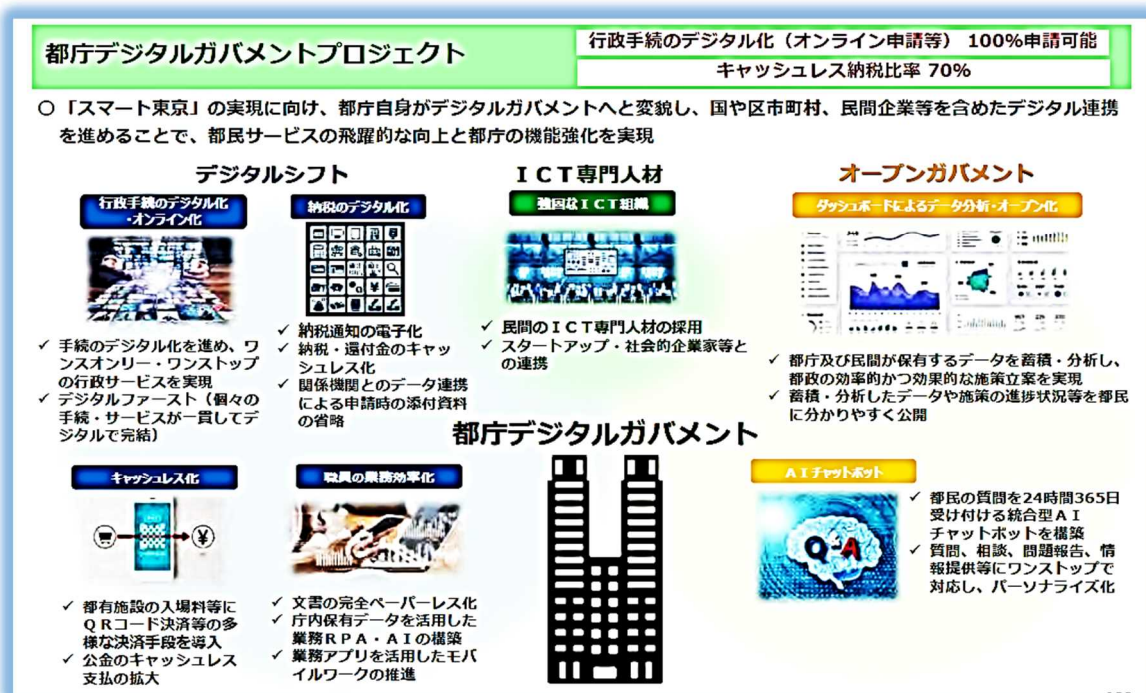
(2) 東京都の動向

東京都は、令和元年12月に『未来の東京』戦略ビジョン」を策定しています。この戦略ビジョンでは、4つの「基本戦略」のもとに、「目指す2040年代の姿」を描き、その実現に向け、「2030年に向けた戦略」を練り上げ、この戦略を推進する役割を担う「推進プロジェクト」を遂行するとしています。この「2030年に向けた戦略」で掲げられている戦略の1つが、「スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略」です。

この戦略は、第4次産業革命の新技术で東京を更にレベルアップした都市にするため、いつでも、誰でも、どこでも「つながる東京」の実現、データ共有と活用の仕組みづくり、行政のデジタル化を強力に推進し、東京版Society5.0である「スマート東京」を実現することにより、都民のQOL^{※10}を向上させるとともに、世界のモデル都市となることを目指すものです。

この戦略を推進する役割を担うのが、「都庁デジタルガバメントプロジェクト」です。このプロジェクトでは、すべての行政手続のデジタル化・オンライン化やキャッシュレス納税比率70%を掲げており、「スマート東京」の実現に向け、**国や区市町村、民間企業等を含めたデジタル連携を進める**ことが言及されています。

東京都全体のデジタルシフトを実現するため、**区市町村の担う役割として、キャッシュレス化の推進など、デジタル連携を進める取組が必要**となっています。



※10 QOL

「Quality of Life」の略。日本語では、「生活の質」と訳される。「生きがい」や「満足度」という意味でも使われる。

3 具体的な取組方針及びアクションプラン

(1) 具体的な取組方針

「自治体DX推進計画」では、自治体における目的として

- ・デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること。
- ・デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと。
- ・EBPM^{※11}等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、単なる新しいデジタル技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等を新しい技術に合わせて変革すること。
- ・地域における様々な課題の解決や発展を促し、それまで実現できなかった新たな価値やサービスが創出される行政サービス全体の変革
- ・自治体DXを推進するデジタル人材の育成等

などが掲げられています。

東京都が定める「『未来の東京』戦略ビジョン」では、全ての行政手続のデジタル化・オンライン化やキャッシュレス納税比率70%を掲げており、「スマート東京」の実現に向け、国や区市町村、民間企業等を含めたデジタル連携を進めることが示されています。

本市では、第7次福生市行政改革大綱において、「行政サービスに対する市民満足度の向上」をその目的に掲げ、取組の視点に「効果・効率的な行財政運営」、「既存の考え方からの脱却」を目指としています。全国的な少子高齢化、人口減少といった社会潮流は本市においても同様の課題であり、その状況下において健全な行財政運営を維持しながら、多岐に渡る事業を着実に実施し、安定した行政サービスを提供するためには、効果的・効率的な行政運用を図る必要があるとされています。また、こうした社会構造の変化によって、多様化・高度化する市民ニーズへの対応が必要であり、これまで本市が取り組んでいない新たな手法を採用するなど、既存の考え方からの脱却が重要であるとされています。これらを踏まえ、次のような取組の視点として考えられます。

- ・AI等の最新技術の導入による事務の標準化・効率化に向けた取組
- ・RPA等を活用した日常業務の自動化などの効率化に向けた取組
- ・新たな手法による利便性向上に向けた取組（行政手続のオンライン化やキャッシュレス化など時代に即した利用しやすい窓口サービスの充実など）

※11 EBPM

「Evidence-Based Policy Making」の略。統計データや各種指標など、客観的根拠や証拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うことを意味する。

これらの視点や国及び東京都の方針等を基に、次のとおり、具体的な取組方針として設定します。

取組方針	内 容
情報システムの標準化・共通化	情報システム等の共同利用、手続の簡素化、行政の効率化等のため、業務プロセス・情報システムの標準化を推進する。
マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであるため、積極的な普及促進の取組を推進する。
行政手続のオンライン化	デジタル化による利便性向上に資する手続について、行政手続のオンライン化を推進する。
A I ・ R P A の利用促進	希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、業務プロセスそのものの刷新を行い、A I や R P A の導入・活用を推進する。
テレワークの推進	職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現するため、庁内システム、回線環境、端末などの環境整備を図り、テレワークを推進する。
セキュリティ対策の徹底	情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策を推進する。
地域社会のデジタル化	通信基盤の整備等による地域社会のデジタル化を推進する。
デジタルデバイド対策 ※12	年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、デジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく取組を推進する。
B P R の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）	行政手続等における書面・押印・対面規制の見直しを推進する。
オープンデータの推進	オープンデータの公開及び行政内部でのデータ活用を推進する。
デジタル人材の確保・育成	デジタル化の推進を支えるデジタル人材の育成等を推進する。
キャッシュレス化の推進	デジタル化による利便性向上のため、手数料、税、使用料等のキャッシュレス化を推進する。

※ なお、今後の社会状況の変化やデジタル技術の進化に応じて、修正・追加をしていきます。

※12 B P R

「Business Process Re-engineering」の略。業務内容やその流れ（業務プロセス）を分析し最適になるように設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築することを意味する。

(2) アクションプラン

本プランの「取組方針」を基に、具体的な取組を選定し「アクションプラン」として定め、実効性を確保しながら取組を推進していきます。

近年の社会情勢の変化は著しいものがあり、ICTに関わる技術やサービス等の進展や変化もまた例外ではなく、中長期的なプランを策定し運用していく中で、プラン内容に陳腐化が生じることが想定されます。

そのため、「アクションプラン」は、流動的な社会情勢に柔軟に対応する必要があることから、随時見直しを行っていきます。

また、「アクションプラン」は具体的な取組を一覧にまとめた「総括表」と各取組を記載した「個票」を用いて進捗管理を行います。

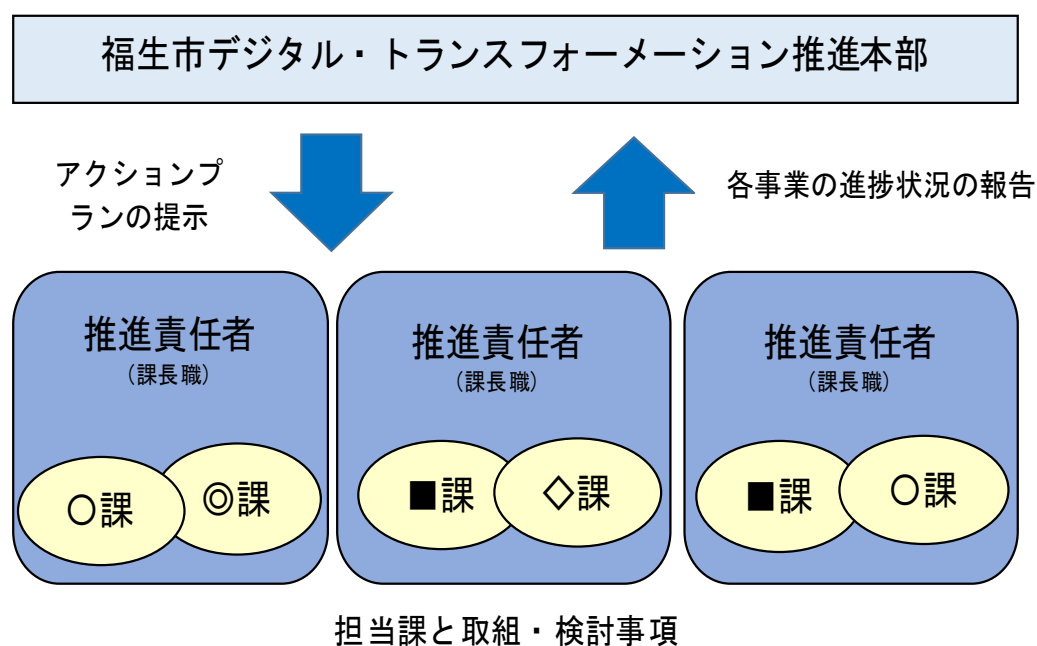
アクションプラン総括表のイメージ

番号	取組方針	取組(検討)事項	概要	推進責任者	関連部署	期間																																														
						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																											
1-1	情報システムの標準化・共通化		アクションプラン個票のイメージ																																																	
2-1	マイナンバーカードの普及促進		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1 基幹システムにおける標準準拠システムへの移行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">取組方針</td> <td colspan="3">【自治体DX重点取組】情報システムの標準化・共通化</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 35%;">種別</td> <td colspan="2">取組・検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新規</td> <td colspan="2">取組事項</td> </tr> <tr> <td>推進責任者</td> <td colspan="3">情報政策課長</td> </tr> <tr> <td>関連部署</td> <td colspan="3">総合窓口課、課税課、保険年金課、社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども育成課、選挙管理委員会、教育支援課</td> </tr> <tr> <td>取組概要</td> <td colspan="3">基幹システムの主要な17業務について、国が策定した標準仕様に準拠したシステムへ移行する。</td> </tr> <tr> <td>取組詳細</td> <td colspan="3">標準化・共通化は、基幹システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用完了までには相当の期間を要すると考えられるため、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた移行を行う。また、標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討段階において、様式や帳簿を照らし合わせて条例・規則等の見直しの検討や標準準拠システムを前提とした業務プロセスの見直しも行う。</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>取組計画</td> <td>住民記録システムを標準準拠システムへ移行開始</td> <td> 7業務を標準準拠システムへ移行開始 ・介護保険 ・障害福祉 ・就学 ・固定資産税 ・個人住民税 ・法人住民税 ・軽自動車税 </td> <td> 9業務を標準準拠システムへ移行開始 ・選挙管理 ・国民健康保険 ・国民年金 ・後期高齢者医療 ・生活保護 ・健康管理 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・子ども子育て支援 </td> <td>17業務すべての標準準拠システムへの移行完了</td> </tr> <tr> <td>取組実績</td> <td>次年度に取組計画の進捗状況や実績等について記載する。</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table> </div>							取組方針	【自治体DX重点取組】情報システムの標準化・共通化				種別	取組・検討			新規	取組事項		推進責任者	情報政策課長			関連部署	総合窓口課、課税課、保険年金課、社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども育成課、選挙管理委員会、教育支援課			取組概要	基幹システムの主要な17業務について、国が策定した標準仕様に準拠したシステムへ移行する。			取組詳細	標準化・共通化は、基幹システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用完了までには相当の期間を要すると考えられるため、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた移行を行う。また、標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討段階において、様式や帳簿を照らし合わせて条例・規則等の見直しの検討や標準準拠システムを前提とした業務プロセスの見直しも行う。			年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	取組計画	住民記録システムを標準準拠システムへ移行開始	7業務を標準準拠システムへ移行開始 ・介護保険 ・障害福祉 ・就学 ・固定資産税 ・個人住民税 ・法人住民税 ・軽自動車税	9業務を標準準拠システムへ移行開始 ・選挙管理 ・国民健康保険 ・国民年金 ・後期高齢者医療 ・生活保護 ・健康管理 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・子ども子育て支援	17業務すべての標準準拠システムへの移行完了	取組実績	次年度に取組計画の進捗状況や実績等について記載する。			
取組方針	【自治体DX重点取組】情報システムの標準化・共通化																																																			
	種別	取組・検討																																																		
	新規	取組事項																																																		
推進責任者	情報政策課長																																																			
関連部署	総合窓口課、課税課、保険年金課、社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども育成課、選挙管理委員会、教育支援課																																																			
取組概要	基幹システムの主要な17業務について、国が策定した標準仕様に準拠したシステムへ移行する。																																																			
取組詳細	標準化・共通化は、基幹システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用完了までには相当の期間を要すると考えられるため、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた移行を行う。また、標準準拠システムへの移行に向けた具体的な検討段階において、様式や帳簿を照らし合わせて条例・規則等の見直しの検討や標準準拠システムを前提とした業務プロセスの見直しも行う。																																																			
年度	令和4年度	令和5年度								令和6年度	令和7年度																																									
取組計画	住民記録システムを標準準拠システムへ移行開始	7業務を標準準拠システムへ移行開始 ・介護保険 ・障害福祉 ・就学 ・固定資産税 ・個人住民税 ・法人住民税 ・軽自動車税								9業務を標準準拠システムへ移行開始 ・選挙管理 ・国民健康保険 ・国民年金 ・後期高齢者医療 ・生活保護 ・健康管理 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・子ども子育て支援	17業務すべての標準準拠システムへの移行完了																																									
取組実績	次年度に取組計画の進捗状況や実績等について記載する。																																																			

4 推進体制・進捗管理

(1) 推進体制

本プラン及び「自治体DX推進計画」を推進し、本プラン及び「アクションプラン」の進捗状況の管理・把握を行うため、「福生市デジタル・トランスフォーメーション推進本部設置要綱」（令和3年要綱第40号）に基づき、副市長を最高情報統括責任者（CIO）とした「福生市デジタル・トランスフォーメーション推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、全庁的・横断的な取組に対応していきます。



(2) 取組内容

推進する取組内容によっては、今後事業として展開しなければならないものも含まれるため、財政状況との調整が必要となることに留意します。

また、国・都からの財政支援の有無の確認を一次ステップとして、設定します。

次年度以降の取組については、福生市総合計画策定委員会^{※13}によって定められる「実施計画策定要領」のうち「ICT関連事業実施計画」を参考に、選定するものとします。

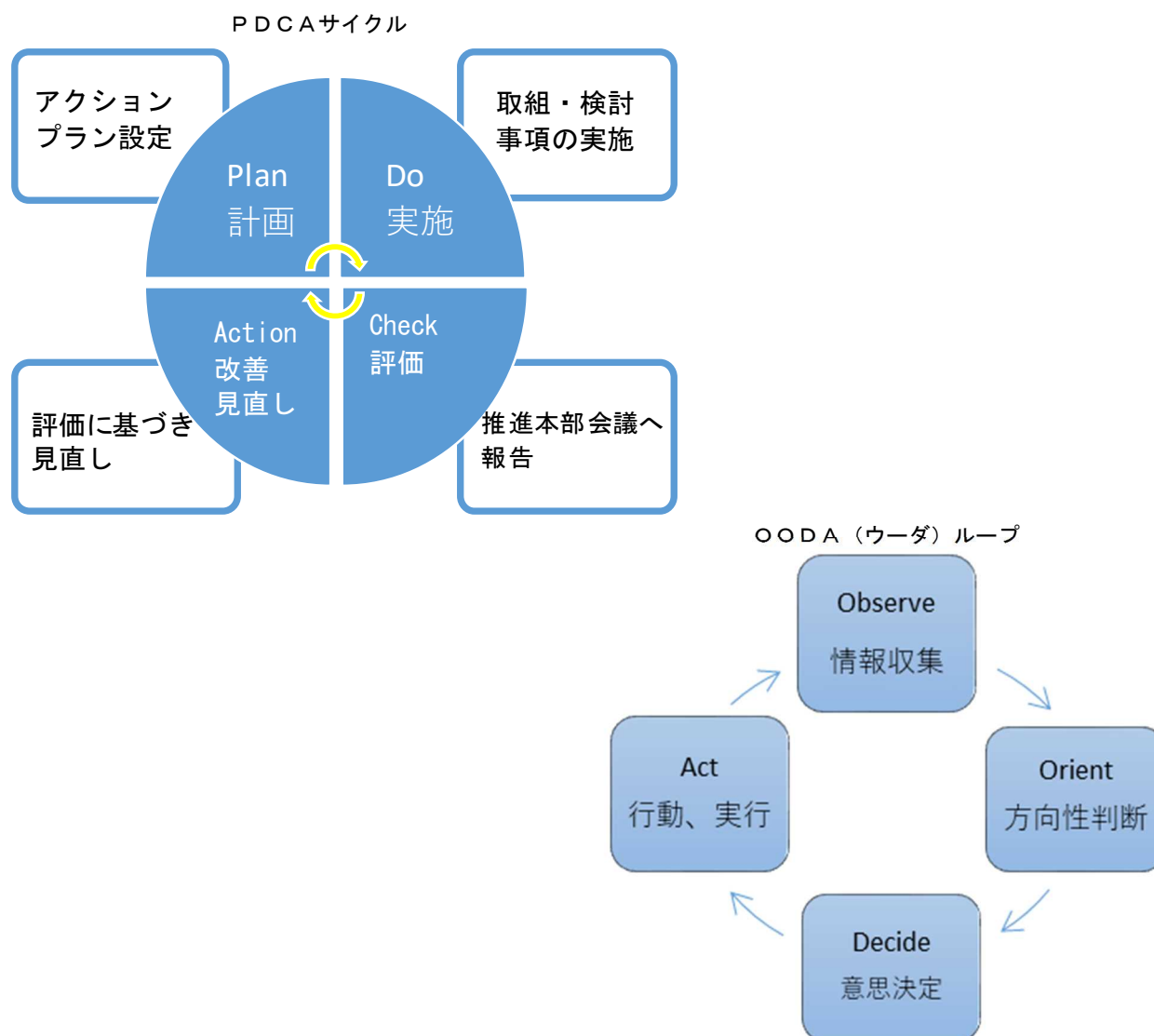
※13 福生市総合計画策定委員会

福生市総合計画策定委員会規程（昭和48年訓令第14号）に定める「総合計画」における実施計画等を協議・決定する庁内の委員会（委員長（副市長）、副委員長（教育長）及び委員（部長職）で組織される会議体）

(3) 進捗管理

推進本部において、「アクションプラン」を着実に推進するため、毎年度進捗状況を把握し、社会情勢の変化等に迅速に対応するためP D C Aサイクル^{※14}の仕組みにより進捗管理を行っていきます。

また、推進する取組の内容によっては、OODA（ウーダ）ループ^{※15}の仕組みによってスピーディーな意思決定に基づき、アクションプランの推進を図っていきます。



※14 P D C Aサイクル

PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法

※15 O O D A (ウーダ) ループ

OODAループとは、観察・情報収集(Observe) - 方向性判断(Orient) - 意思決定(Decide) - 行動・実行(Act)をループ(循環・繰り返し)することによって、健全な意思決定を実現するという手法

5 その他

本プランで定めるもののほか、必要な事項については、推進本部会議の協議を経て定めるものとします。

福生市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン

発行 令和4年3月

発行者 福生市

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

編集 福生市 企画財政部 情報政策課

電話 042-551-1511（代表）